

# ① 認定調査員能力向上研修会の 目指すべきゴール

2021年3月

SEO財団 福祉サービス評価機構  
保健福祉部門 統括理事  
奥住 浩代

## 能力向上研修会のカリキュラム

① **講義** 能力向上研修のゴール

- 目指すべきゴール
- 適正化プロセス記録シートの確認
- イントロダクション

④ **講義** 認定調査の基本的な考え方

- 3つの評価軸の考え方
- 基本調査の選択における留意点
- 基本調査の選択の正しい考え方
- 初任者向けツールの活用

② **講義** **演習** 一次判定ソフトの構造

- 一次判定ソフトのロジック
- 手計算による基準時間の算出

⑤ **演習** 審査会委員の立場から検討する  
特記事項の書き方

- 特記事項の内容検討

③ **講義** 介護認定審査会の手順とポイント

- 認定調査と審査会の関係性
- 審査会における特記事項の役割

⑥ **講義** **演習** 認定調査の適正化プロセス

- 適正化に向けた取組方法の例
- 課題整理、適正化プランニング

⑦ **講義** **演習** 業務分析データの解釈

- 業務分析データの読み方
- テータ例の解釈

## 適正化プロセス記録シート

課題	課題への対応策	
①認定調査    ②主治医意見書 ③審査手順    ④事務局    ⑤その他	課題の原因 及び 今までの取組	
	取組の成果 及び 残されている課題	今後、適正化に向けた更なる取組
memo		

## 目指すべきゴール

- 認定調査の基本的な考え方や審査会の手順を再確認する。
- 審査会委員に伝わる特記事項の書き方を理解する。
- 各都道府県・自治体における課題を整理し、要介護認定適正化に向けて取り組むべきポイントを検討する。

## イントロダクション ～要介護認定制度の改正点～

---

### 平成30年4月からの 要介護認定制度の改正点について

- ① 有効期間の拡大
- ② 介護認定審査会の簡素化

# 令和2年4月から 令和3年4月から 要介護認定制度の改正点について

- ① 有効期間の拡大  
(令和3年4月以降～)
- ② 認定調査員の要件緩和  
(令和2年4月以降～)

## 要介護認定制度の見直し(介護認定審査会の簡素化)

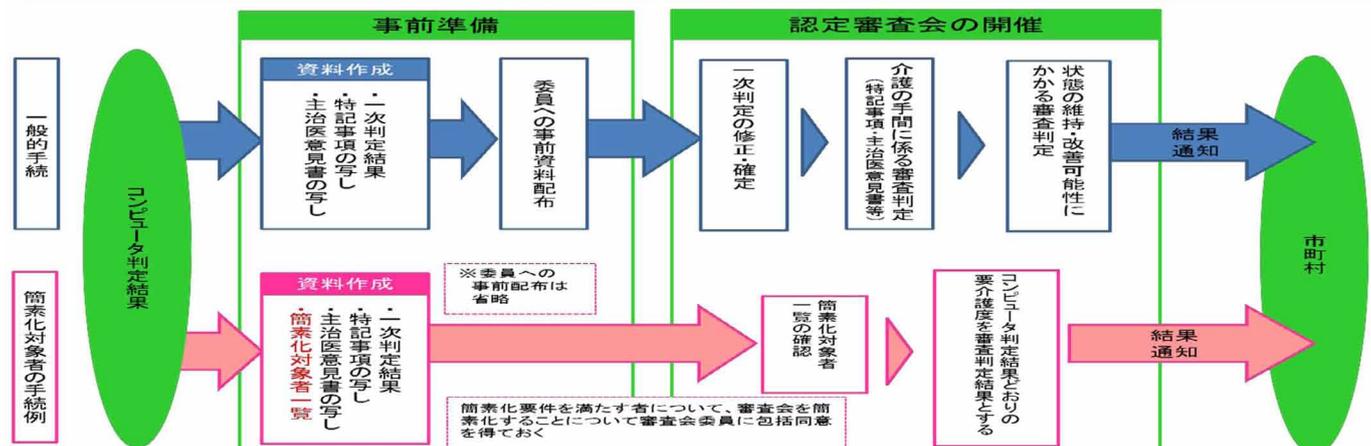
社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日

参考  
資料1

平成30年4月1日以降の申請分であって、以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とした。

- 【条件①】第1号被保険者である
- 【条件②】更新申請である
- 【条件③】コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している
- 【条件④】前回認定の有効期間が12か月以上である
- 【条件⑤】コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている
- 【条件⑥】コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内(重度化キワ3分以内)」ではない

### 認定審査会簡素化の例



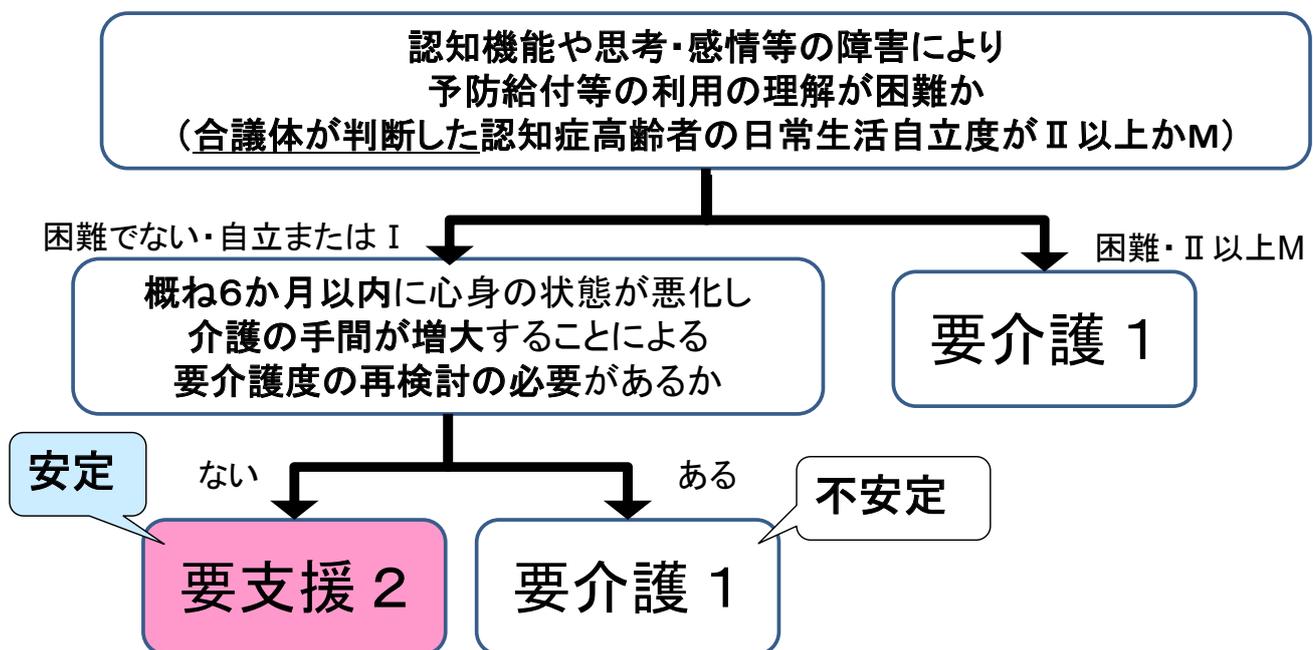
※上記は簡素化方式の一例であり、法令上の基本原則を踏まえつつ、各自治体において簡素化方法を決定して差し支えない。

平成30年4月1日以降の申請分であって、以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とした。

- 【条件①】第1号被保険者である
- 【条件②】更新申請である
- 【条件③】コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している
- 【条件④】前回認定の有効期間が12か月以上である
- 【条件⑤】コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている
- 【条件⑥】コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内(重度化キワ3分以内)」ではない

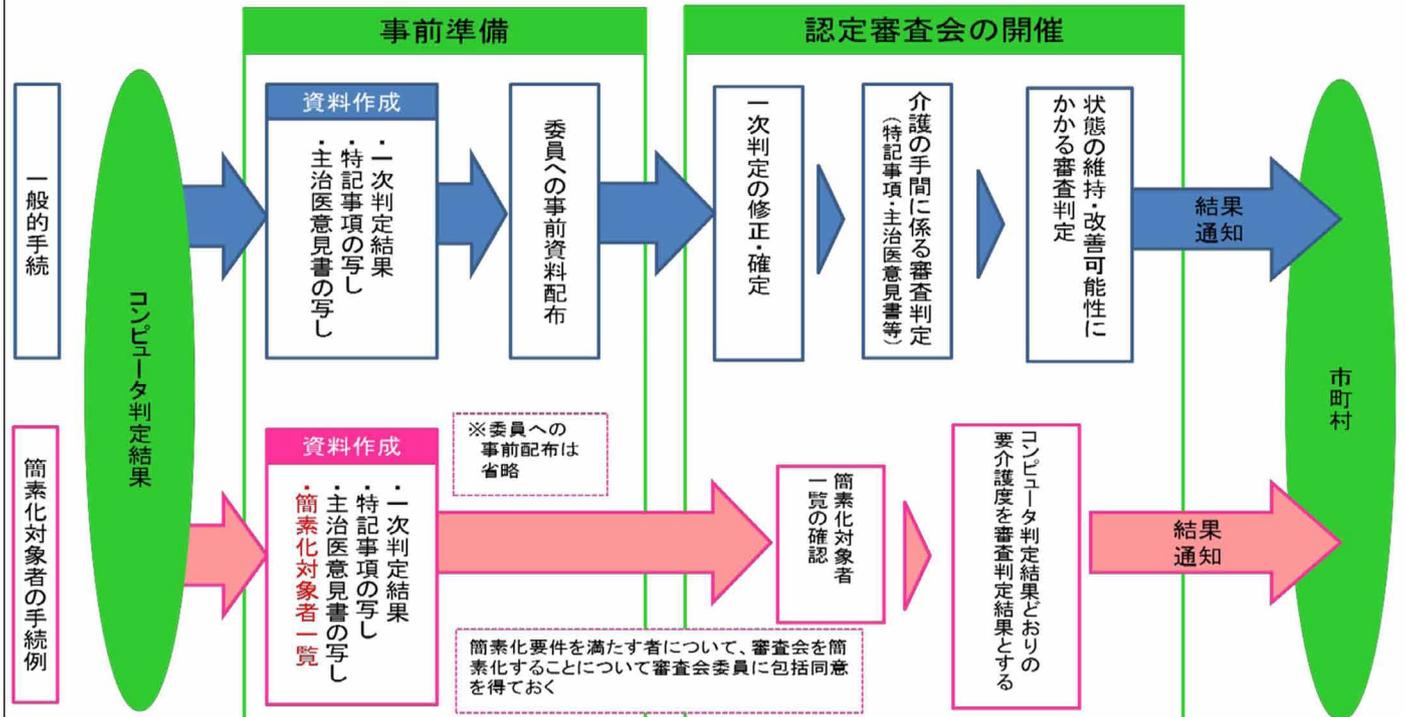
## 要介護認定等基準時間が 32分以上50分未満の評価結果の表示

### 要支援2・要介護1の振り分け方 <審査会委員テキストP28>





## 認定審査会簡素化の例



※上記は簡素化方式の一例であり、法令上の基本原則を踏まえつつ、各自治体において簡素化方法を決定して差し支えない。

## 要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

### 簡素化についての考え方

- 簡素化の具体的な方法については、保険者において決定するが、少なくとも審査会の開催自体は実施することが適当。
- ①～⑥の条件に合致する者であっても、各保険者の判断により審査会を簡素化せずに実施することは妨げられない。  
また、保険者により①～⑥に加えて新たな要件を設けることも差し支えない。  
(例：コンピュータ判定結果が要支援2/要介護1の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等)
- 認定審査会を簡素化して実施した場合も、介護保険法第27条第4項等に定める審査会への審査判定の求め及び同条第5項に定める審査会による審査判定を実施した扱いとなる。

# 介護認定審査会の簡素化の状況

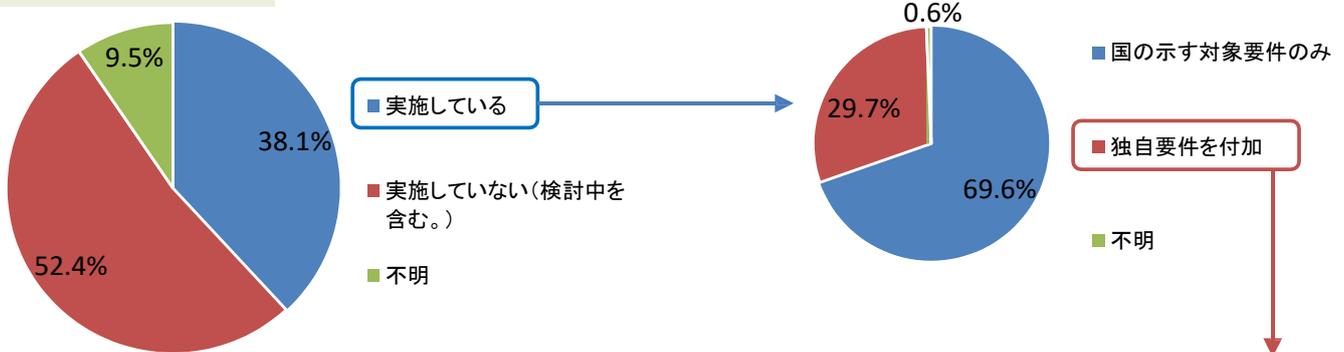
社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日

参考  
資料1

## 1. 簡素化実施割合

	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①判定件数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②簡素化対象件数(②÷①)	30.5%	39.8%	39.7%	8.2%	33.5%	32.2%	34.9%	41.0%
③簡素化実施件数(③÷②)	24.2%	23.6%	17.3%	19.5%	25.0%	25.8%	27.2%	28.0%

## 2. 簡素化実施保険者数

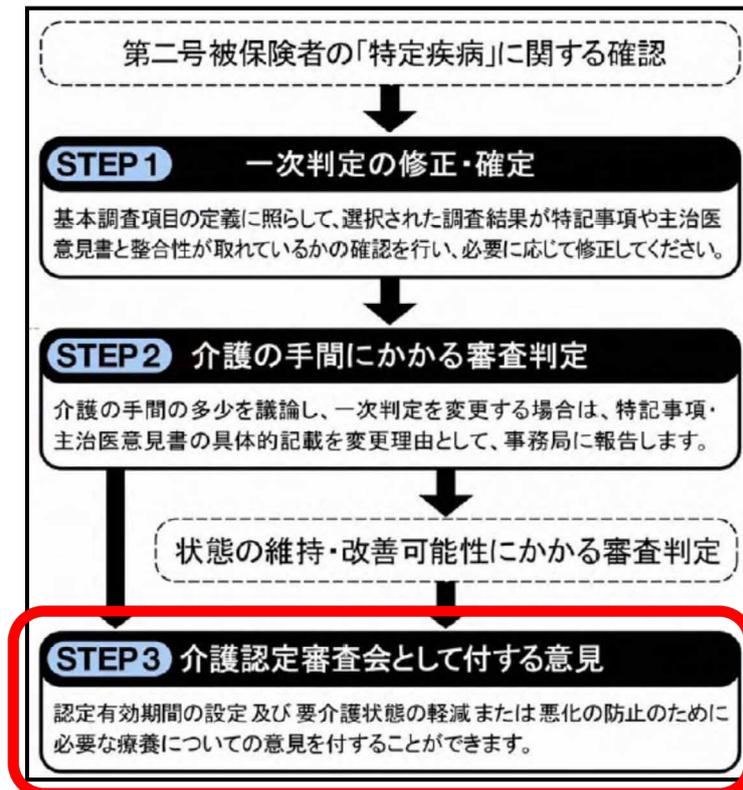


### ■ 独自要件の内容の例

- 要支援2または要介護1は簡素化の対象外
- 特定の介護度以上のみ簡素化の対象(例:要介護3以上等)
- 簡素化から除外する要介護認定等基準時間の「キワ」を3分から5分に延長している。等

※ 出典(1.について): 介護保険総合データベース。平成31年3月に、更新の要介護認定の判定を受けた者について集計(令和元年9月集計)。  
 ※ 出典(2.について): 令和元年度老人保健健康増進等事業「要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業」の中間報告(n=830保険者。一保険者は無回答)。数値は中間報告時点のものであり、今後の精査により変わる可能性がある。

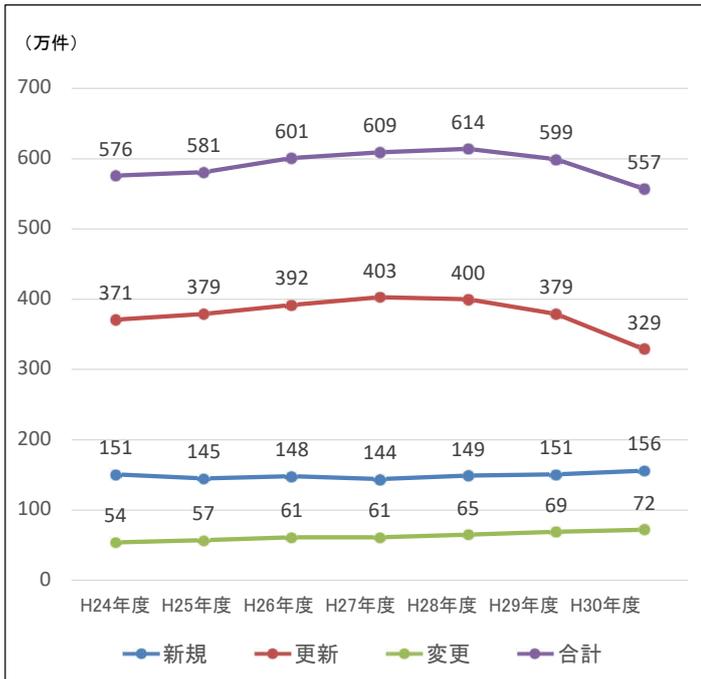
# 介護認定審査会の手順



# 要介護認定件数等の推移

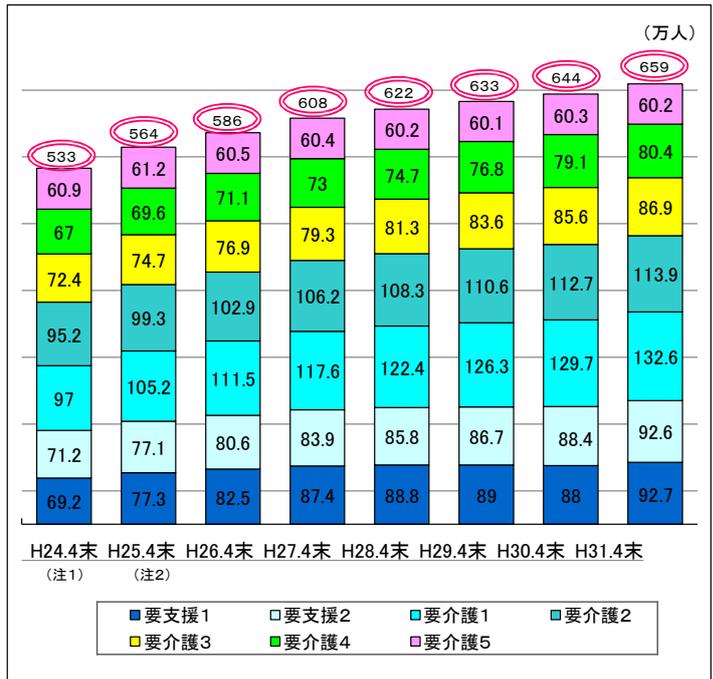
社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日  
参考資料1

### 要介護認定件数の推移



※ 出典：介護保険総合データベース。各年度に有効期間開始日がある要介護認定の件数を集計（令和元年10月集計）。

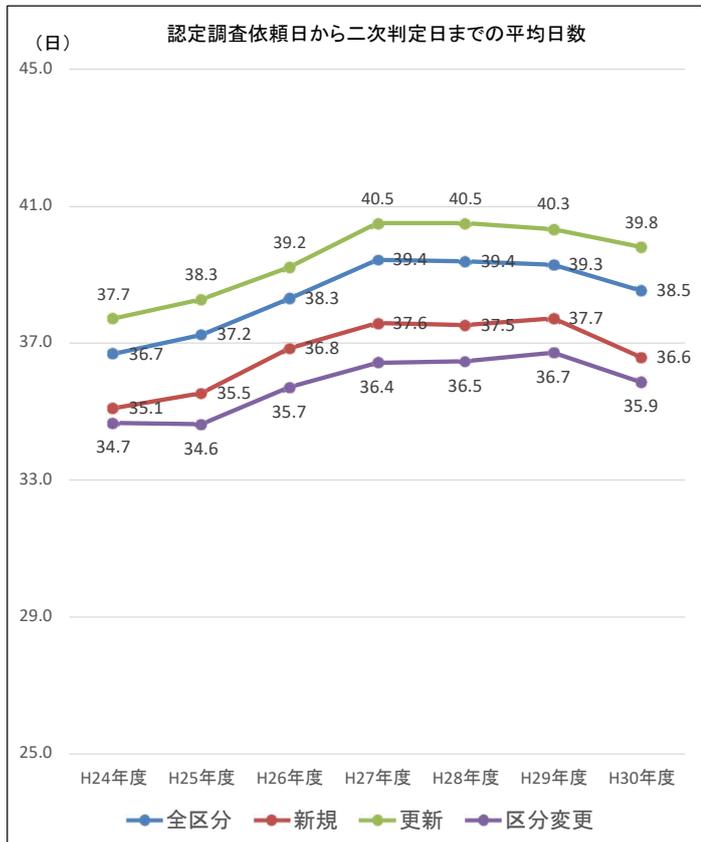
### 要介護認定者数の推移



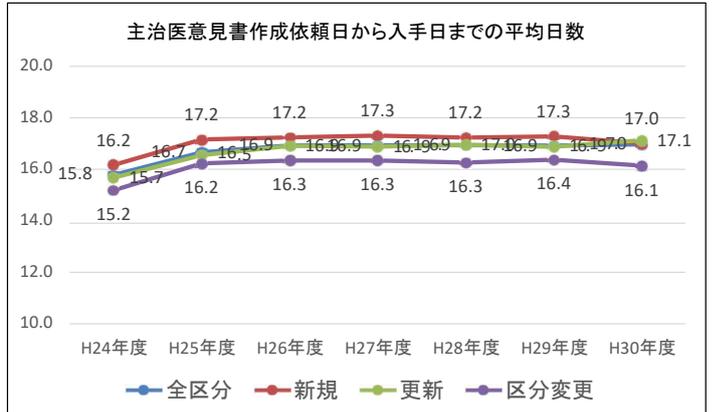
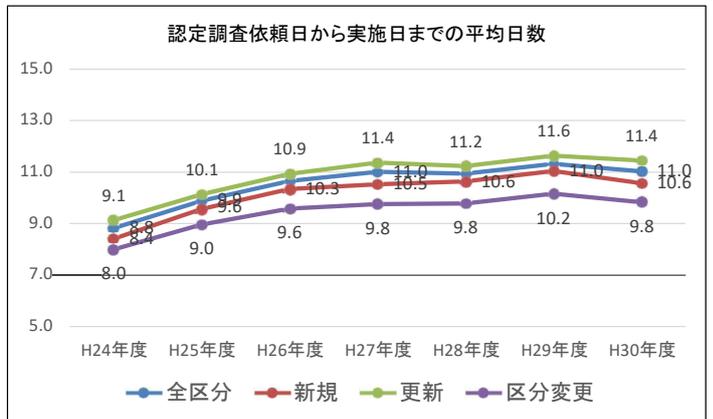
※ 介護保険事業状況報告  
注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。  
注2) 楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

# 要介護認定に要する平均期間の推移

社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日  
参考資料1



※ 出典：介護保険総合データベース。各年度に二次判定された件数について、申請日から二次判定日までの日数の平均を集計。（令和元年9月集計）。



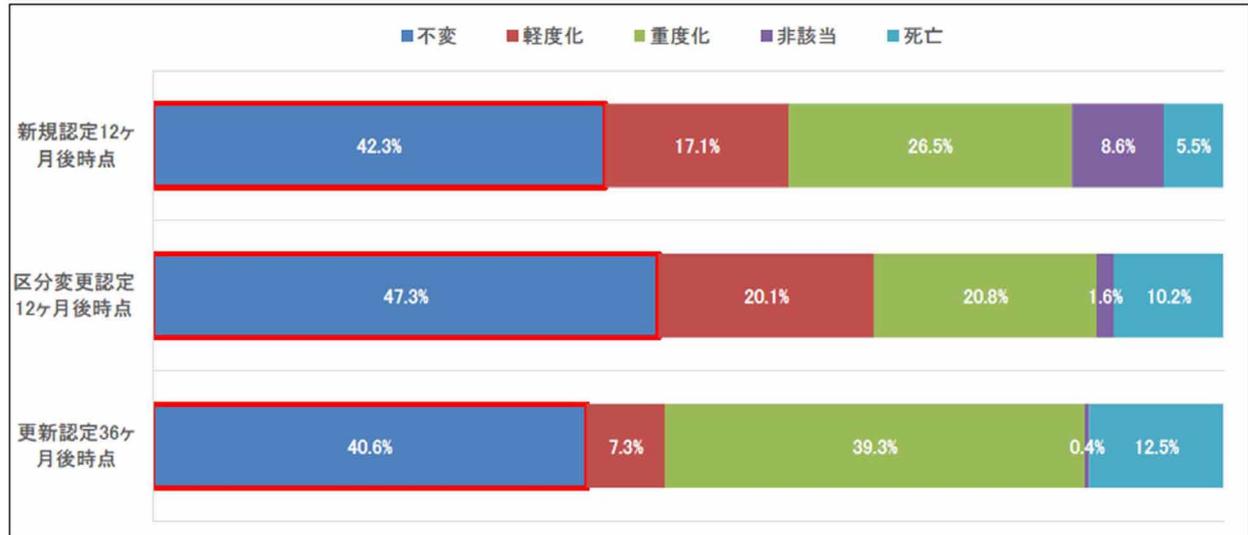
# 認定後の要介護度の推移(平成25年1月認定)

社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日

参考  
資料1

※介護保険部会第63回(平成28年9月7日)の参考資料2を改変

- 平成25年1月に認定された者の、6ヶ月から36ヶ月時点の要介護度の「不変」等の割合を集計。
- 平成28年度の介護保険部会の議論では、新規認定又は区分変更認定を受けた者のうち、有効期間の上限である12ヶ月経過時点で要介護度が「不変」の者の割合に着目し、更新認定における有効期間の上限を検討し、当該期間を24ヶ月から36ヶ月に拡大した。



※ 出典：介護保険総合データベース(平成28年7月集計)。転居等により、その後の要介護度が把握できない件数は含まない。36ヶ月時点で要介護度が確認でき、途中の期間で認定データがない場合も「非該当」に含む。なお、「死亡」は、保険者が把握している限りのデータである。

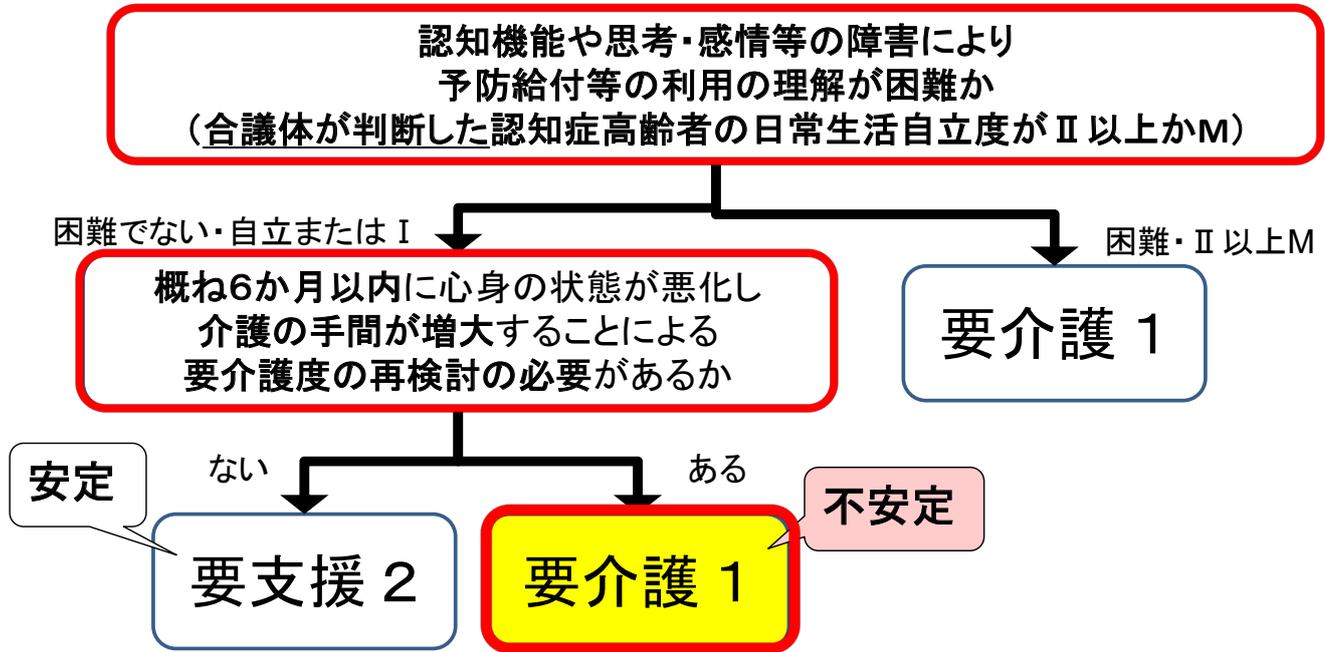
## 要介護認定に係る有効期間について(平成30年4月から)

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	前回要支援 → 今回要介護	12ヶ月※	3ヶ月～36ヶ月※
	前回要介護 → 今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	前回要介護 → 今回要介護	12ヶ月※	3ヶ月～36ヶ月※

※ 状態不安定による要介護1の場合は、6ヶ月以下の期間に設定することが適当です。

# 要介護認定等基準時間が 32分以上50分未満の評価結果の表示

## 要支援2・要介護1の振り分け方 <審査会委員テキストP28 図表6>



### 要介護度別／申請区分別の有効期間の状況

社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日
参考資料1

	6か月未満	6か月	7～11か月	12ヶ月	13～23か月	24ヶ月	25～35か月	36ヶ月
新規	0.1%	9.6%	0.0%	90.2%				
更新	0.0%	1.8%	0.0%	16.2%	0.1%	27.4%	0.0%	54.4%
変更	0.1%	7.5%	0.0%	92.4%				

#### (要介護度別内訳)

要支援1	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	5.3%	94.7%		
更新	0.2%	18.5%	32.1%	49.2%
変更	9.0%	91.0%		

要支援2	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	5.7%	94.3%		
更新	0.1%	18.8%	31.6%	49.4%
変更	4.3%	95.7%		

要介護1	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	18.2%	81.8%		
更新	8.0%	24.1%	26.4%	41.6%
変更	19.6%	80.4%		

要介護2	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	8.1%	91.9%		
更新	0.1%	16.1%	29.0%	54.7%
変更	5.1%	94.9%		

要介護3	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	9.9%	90.1%		
更新	0.2%	14.7%	29.0%	56.0%
変更	5.4%	94.6%		

要介護4	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	10.3%	89.7%		
更新	0.4%	10.8%	25.6%	63.2%
変更	5.9%	94.1%		

要介護5	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	8.4%	91.6%		
更新	0.3%	5.5%	19.1%	75.1%
変更	5.3%	94.7%		

※ 出典：介護保険総合データベース。平成31年3月に有効期間がある認定データについて、要介護度別／申請区分別に有効期間を集計（令和元年10月集計）。  
※ 小数点第二位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があり、0.0%の表記となっている内訳にも実数がある。

# 令和2年4月から 令和3年4月から 要介護認定制度の改正点について

- ① 有効期間の拡大  
(令和3年4月以降～)
- ② 認定調査員の要件緩和  
(令和2年4月以降～)

## 1. 現状と課題③ (有効期間の拡大)

社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日

資料2

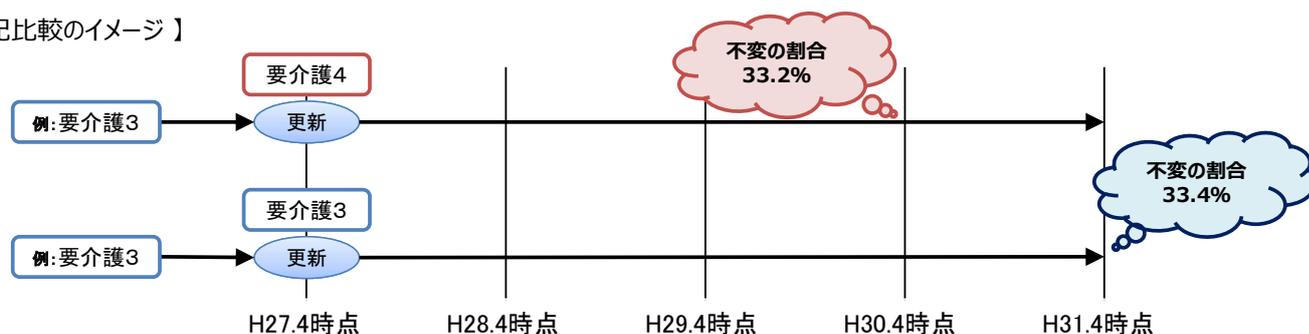
### 現状・課題

- この考え方を踏まえ、更新認定を受けた者について、要介護度が直前の要介護度と同じ者と、直前の要介護度と異なる者に分類して、要介護度が変わらない者の割合を比較すると、
  - ・ 直前の要介護度と異なる者は、36ヶ月経過時点で33.2%であることに対して、
  - ・ 直前の要介護度と同じ者は、48ヶ月経過時点では33.4%と同様となっている。

要介護度が変わらない者の割合	6ヶ月後	12ヶ月後	24ヶ月後	36ヶ月後	48ヶ月後
更新認定(全体)	92.2%	82.6%	56.5%	36.8%	30.6%
更新認定(要介護度が直前の要介護度と異なる者)	90.2%	79.3%	50.8%	33.2%	26.5%
更新認定(要介護度が直前の要介護度と同じ者)	93.6%	84.9%	60.5%	39.4%	33.4%

※ 出典：介護保険総合データベース。平成27年4月に判定がされた認定データを対象に、各時点において要介護度が「不変」、「軽度化」、「重度化」、「非該当」又は「死亡」となった件数の割合を集計。表は「不変」の割合を記載。

【上記比較のイメージ】



論点

- 要介護認定の申請から認定までの期間が38.5日となっており、全国的に依然として長くなっていることを踏まえると、保険者の要介護認定制度に関する業務の簡素化について、引き続き検討することが必要である。
- そのような中、平成30年度に更新認定の有効期間を24ヶ月から36ヶ月に拡大した後における有効期間の設定状況や、更新認定後の要介護度の変化状況等を踏まえ、平成30年度に更新認定の有効期間を拡大した際の考え方を参考に、更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者については、有効期間の上限を、36ヶ月から48ヶ月に延長することを可能としてはどうか。
- また、介護認定審査会における更なる審査簡素化についても、実態把握を引き続き実施し、その結果を踏まえ検討していくこととしてはどうか。

3. 対応（有効期間の拡大）

- 要介護度が更新前後で同じ場合の有効期間については、令和3年4月から、3ヶ月～48ヶ月に改正。

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	要介護度が更新前後で異なる。	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	要介護度が更新前後で同じ。	12ヶ月	<b>3ヶ月～48ヶ月</b>

# 令和2年4月から 令和3年4月から 要介護認定制度の改正点について

## ① 有効期間の拡大

(令和3年4月以降～)

## ② 認定調査員の要件緩和

(令和2年4月以降～)

### 4. 現状と課題② (認定調査員の要件緩和)

社会保障審議会  
介護保険部会(第85回)  
令和元年11月14日

資料2

#### 現状・課題

- 保険者から、認定調査の指定市町村事務受託法人に対する委託を検討する上で、介護支援専門員の確保が困難であることが課題となっていることを踏まえた、認定調査員の要件見直しに関する要望がある。
- また、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得ることとされている。
- ※ 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）（抜粋）  
要介護認定に係る調査（27条2項）については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 保険者における認定調査員は、保健、医療、福祉に関しての専門的な知識を有している者が任命されることが望まれるとしており、保険者では、介護支援専門員のほか、看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保健師及び社会福祉士等の資格を有する者が従事している。

## 4. 現状と課題②（認定調査員の要件緩和）

社会保障審議会  
介護保険部会（第85回）  
令和元年11月14日

資料2

### 現状・課題

- 保険者では、認定調査を行う職員に対し、実地研修として、経験年数が長い職員が訪問調査に同行することや、グループワーク等による研修、定期的なミーティング、認定調査員向けのe-ラーニングの受講等により、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の向上を図っている場合がある。  
また、認定調査員向けのe-ラーニングの正答率の状況を見ると、月当たりの調査実施件数が多いほど、また、認定調査員の経験年数が長いほど、正答率が高い傾向にある。
- このような中、保険者からは、
  - ・ 認定調査員として、公平・公正かつ適切な認定調査を行っていく上で、実務経験が特に重要であるとの意見があるほか、
  - ・ 指定市町村事務受託法人に認定調査を委託する際、退職した市町村職員で認定調査を行った経験がある者なども認めることについての要望もある。

## 5. 論点（認定調査員の要件緩和）

### 論点

- 今後も、要介護認定の申請件数は増加していくことが予想される中、各保険者において、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を確保することが求められるが、認定調査を指定市町村事務受託法人に委託する場合において、認定調査員の要件を緩和することとし、介護支援専門員になるための実務経験として認められる資格等を参考に、介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者も実施できることとしてはどうか。

# MEMO

## 6. 対応（認定調査員の要件緩和）

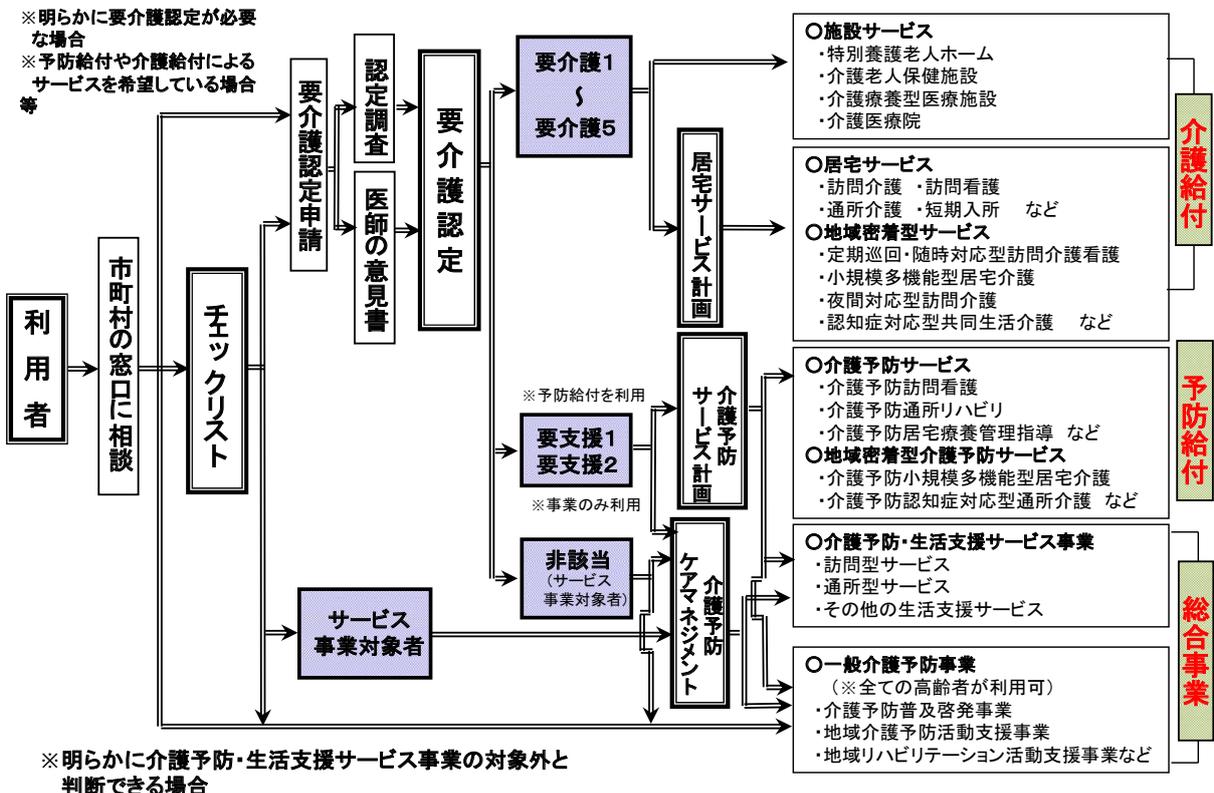
○ 令和2年4月1日より、社会保障審議会介護保険部会における議論も踏まえ、介護保険法施行規則を改正し、認定調査を指定市町村事務受託法人に委託する場合について、介護支援専門員以外の医療、福祉の専門的知識を有している者も認定調査を実施できる取扱とした。

○ 要介護認定等の実施について（平成21年9月30日老発第0930第5号）（抄）

（変更点は下線部）

現行	改正後
1 (略)	1 (略)
2 要介護認定に係る調査の実施者 (1) (略) (2) 指定市町村事務受託法人への委託 市町村は認定調査を指定市町村事務受託法人に委託することができる。 (3) 略 (4) 認定調査員 市町村職員、認定調査について市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員並びに介護支援専門員であって、本職通知（「認定調査員等研修事業の実施について」（平成20年6月4日老発第0604001号）により都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者（以下「認定調査員」という。）が、別途老人保健課長名で通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添2に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に関する認定調査を実施する。ただし、調査対象者に対して3に規定する主治医意見書を記載する医師であって介護支援専門員である者は、当該調査対象者に対して、当該申請に関する認定調査を行うことはできない。	2 要介護認定に係る調査の実施者 (1) (略) (2) 指定市町村事務受託法人への委託 市町村は認定調査を指定市町村事務受託法人に委託することができる。 <b>なお、指定市町村事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とする。</b> (3) (略) (4) 認定調査員 市町村職員、認定調査について市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人に所属する <b>介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者</b> 、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員並びに介護支援専門員であって、本職通知（「認定調査員等研修事業の実施について」（平成20年6月4日老発第0604001号）により都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者（以下「認定調査員」という。）が、別途老人保健課長名で通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添2に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に関する認定調査を実施する。ただし、調査対象者に対して3に規定する主治医意見書を記載する医師であって介護支援専門員である者は、当該調査対象者に対して、当該申請に関する認定調査を行うことはできない。 <b>介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。</b> <b>① 規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者</b> <b>② 認定調査に従事した経験が1年以上である者</b>
3～5 (略)	3～5 (略)

## 介護サービスの利用の手続き



# 介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎<b>居宅介護サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>◎<b>施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>○介護医療院</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul> <p>◎<b>居宅介護支援</b></p>
予防給付を行うサービス	<p>◎<b>介護予防サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎<b>介護予防支援</b></p>

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

## 能力向上研修会のカリキュラム

### ① 講義 能力向上研修のゴール

- 目指すべきゴール
- 適正化プロセス記録シートの確認
- イントロダクション

### ④ 講義 認定調査の基本的な考え方

- 3つの評価軸の考え方
- 基本調査の選択における留意点
- 基本調査の選択の正しい考え方
- 初任者向けツールの活用

### ② 講義 演習 一次判定ソフトの構造

- 一次判定ソフトのロジック
- 手計算による基準時間の算出

### ⑤ 演習 審査会委員の立場から検討する特記事項の書き方

- 特記事項の内容検討

### ③ 講義 介護認定審査会の手順とポイント

- 認定調査と審査会の関係性
- 審査会における特記事項の役割

### ⑥ 講義 演習 認定調査の適正化プロセス

- 適正化に向けた取組方法の例
- 課題整理、適正化プランニング

### ⑦ 講義 演習 業務分析データの解釈

- 業務分析データの読み方
- テータ例の解釈

# 適正化プロセス記録シート

## 課題への対応策

### 課題

- ① 認定調査
- ② 主治医意見書
- ③ 審査手順
- ④ 事務局
- ⑤ その他

課題の原因 及び 今までの取組

取組の成果 及び 残されている課題

今後、適正化に向けた更なる取組